

◎新潟県告示第1264号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更案を縦覧に供する。

令和5年12月12日

新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 南魚沼都市計画道路
- (2) 名称 3・4・2号 西浦佐駅前線
3・4・3号 芹田北島線
3・6・4号 市野江本町線
3・4・6号 浦佐茗荷沢線
3・6・7号 上島前島線
3・5・9号 本町新町線
3・4・12号 国道17号浦佐バイパス線
3・4・14号 田町線
8・7・1号 浦佐東西線

2 都市計画を変更する土地の区域

- (1) 3・4・2号 西浦佐駅前線
 - ア 追加する部分
南魚沼市浦佐の一部
 - イ 削除する部分
なし
- (2) 3・4・3号 芹田北島線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (3) 3・6・4号 市野江本町線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (4) 3・4・6号 浦佐茗荷沢線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (5) 3・6・7号 上島前島線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (6) 3・5・9号 本町新町線
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部
- (7) 3・4・12号 国道17号浦佐バイパス線
 - ア 追加する部分
なし

イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部

(8) 3・4・14号 田町線

ア 追加する部分
なし

イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部

(9) 8・7・1号 浦佐東西線

ア 追加する部分
なし

イ 削除する部分
南魚沼市浦佐の一部

3 都市計画の案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間 自 令和5年12月12日
至 令和5年12月26日

(2) 場所

ア 南魚沼市六日町960 (〒949-6680)
新潟県南魚沼地域振興局地域整備部

イ 南魚沼市六日町180-1 (〒949-6696)
南魚沼市建設部都市計画課

ウ 南魚沼市浦佐1188番地2 (〒949-7392)
大和市民センター

エ 南魚沼市塩沢1370番地1 (〒949-6492)
塩沢市民センター

4 意見書の提出方法

案について意見のある者は、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した意見書を縦覧場所に提出することができる。

5 意見書を提出できる者

南魚沼市の住民並びに利害関係人

6 意見書の提出期限

令和5年12月26日(火)(必着のこと。)